

バナナ裁判

「刑法第8条」
それは人が動物に与えた罰

2016
3/19
Sat.
17:00-

牧野生涯学習市民センター

終演後、ひらかた人形劇実行委員会による
トークセッション「バペット裁判 /
人形劇はなぜメジャーになれないのか？」を行います。
※トークセッションは参加無料です。



JIJO ★ SUKIMAKI mariomation Vol.3
人形劇とアニメーションがつむぐ動物民譚



27th ひらかた人形劇フェスティバル前夜祭

料金 | ￥1,000 (※対象年齢10歳以上)

お問い合わせ | ひらかた人形劇フェスティバル実行委員会事務局

Tel: 050.7102.3137 e-mail: hirakata.puppet.fes@gmail.com

<http://hirakatafes22.blog135.fc2.com/>

バナナ裁判

2016年3月19日

土

午後5時—

※終演後、ひらかた人形劇実行委員会によるトークセッション「バナナ裁判」を行います。
公訴事実「人形劇はなぜメジャーにならないのか？」

牧野生涯学習市民センター

上演時間—50分

料金—¥1,000（※対象年齢10歳以上）

お問い合わせ—ひらかた人形劇フェスティバル実行委員会事務局

〒573-1143 大阪府枚方市宇山町4-5

Tel: 050.7102.3137 e-mail: hirakata-puppet.fes@gmail.com

<http://hirakatfes22.blog135.fc2.com/>

出演・作

■糸操り人形 手遣い人形 かぶりもの

J I J O

■アニメーション

鋤柄真希子

■脚本 朗読

松村康平



動物たちがまだ人間の暮らしをしていた頃、バナナを盗んだかどで三匹の猿が裁判にかけられた！裁くのは人間たち、中立の獣人たち、罪の意識のない動物たち。バナナをめぐる不思議な動物裁判、はじまりはじまり～。

『バナナ裁判』ごあいさつ

【刑法第877条】人間が動物に与えた罰をめぐって—

舞台作品『バナナ裁判』は、今回で三回目を迎える JIJO と sukimaki animation のコラボレーション作品です。人形劇とアニメーションという異なる創造畑で種を蒔き作品を育んできた二人の興味は、根っこの部分で菌糸類のように繋がっているような気が致します。それは二人が女性であるという単なるジェンダーの枠組みを悠々と越えて、人が持つ自己矛盾、自然や動物との果てしない距離感、などの探求にあるのではないのでしょうか。さて本作『バナナ裁判』では、動物たちが人間の暮らしをしている、そんな民謡のようなお囃子が語られます。劇中において動物たちは二本の足で歩いたり遊びに興じたりなどしますが、決して「ことば」は持ちません。これは普段、私たちが見聞きする昔話やファンタジーとは少し異なります。本作のテーマは、人と動物が暗黙の了解で共通言語を有する—共に苦難を乗り越えたり、互いに友情を築く—ような万能な世界ではなく、人と動物の間に横たわる溝やずれを観察することにあります。それぞれが持つ日々の些細な違和感、抜け落ちてしまった風習の起源、などを考察することで未だ知ることのない生きる智慧と愉しみを見出す心見であります。

また本作の重要な要素のひとつとして、「獣人」と呼ばれる人と動物の合の子が登場します。「獣人」は人と動物の境界を取り持つトリックスターとしての役割を果たす一方で、自らの存在意義やジレンマに苛まれています。「獣人」のアイデアは JIJO が人形劇と並行して行ってきた「かぶりもの」のパフォーマンスから着想を得た諷刺であります。彼らの抱える定めこそ、人々が見捨ておけぬ他者の苦痛へのまなざしではありますまいか。

最後に、是非善悪と無縁に生きる鳥獣の世界は、人が宗教を持つ以前の原始的な世界に似ているように思います。宗教は政治や法律といった生活を支える規範に密接に関与しますが、時として人を憎しみ合わせ、お互いを遠ざける道具としても機能してしまいます。宗教が悪いとか要らぬと言っているわけではありません。『バナナ裁判』でも人と動物と獣人、三者が立ち回り境界が融解すると、不必要な濃のようなものも生まれてしまいます。しかし畏れず、それぞれの営みにおける可笑しみをそれぞれに見出すことができれば、未知なるものへ接近することで生まれる想像の余白のようなものが、自己の仕合わせにも繋がるのだと思うのです。